

宮崎県総合運動公園補助球技場照明建設事業 企画提案競技実施要領

1 目的

本事業は、第 81 回国民スポーツ大会に向けた競技力向上のための強化練習等の拠点施設であり、スポーツランドみやぎの全県展開のための合宿誘致等の重点施設でもある宮崎県総合運動公園において、補助球技場に照明を設置することにより、施設機能の強化や利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

本事業の実施に当たっては、民間事業者が持つ高度な創造性や技術力、ノウハウ等を活用することにより、高品質かつ工期短縮及びトータルコスト縮減等を図るため、実施設計・施工を一括して発注するものとし、受注業者の選定に当たっては、技術提案内容や提案価格等により総合的に審査・評価し、受注候補者を選定する「公募型プロポーザル方式」で実施するものとする。

本要領は、この公募型プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 事業の内容

- (1) 実施主体 宮崎県
- (2) 契約者 宮崎県 宮崎県知事
- (3) 事業名 宮崎県総合運動公園補助球技場照明建設事業
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日まで
- (5) 工事場所 宮崎県宮崎市大字熊野 1 4 4 3—1 2
宮崎県総合運動公園内補助球技場（別紙：図面参照）
- (6) 照明性能等 平均照度 5 0 0 L X 以上で安全な競技実施に支障をきたさないもの
- (7) 業務内容
 - ① 実施設計（電気設備）※詳細は仕様書による。
 - ② 電気設備工事 ※詳細は仕様書による。
 - ③ 工作物等の各種申請手続き※ 上記①～③を総括して「本事業」という。
- (8) 契約上限額 1 8 8, 6 3 9 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

公募型プロポーザルの参加者は、単独企業、特定建設工事共同企業体又は設計企業と建設企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとし、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の第 1 項の規定に該当しない者
- ② 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者
- ③ 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 7 条に基づき、電気工事に係る入札参加資格の認定を受け、かつ等級区分が A 級に格付けされている者
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条に規定する特定建設業（電気工事業）の許可を受けていること
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

- ⑥ 参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- ⑦ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者
- ⑧ 県税（個人住民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと
- ⑨ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされる法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- ⑩ 共同企業体の参加の場合は、以下の参加要件を満たす者
 - ア 上記①～⑨の資格要件を満たす建設企業を代表者とし、設計企業は上記①～②、⑤～⑨の資格要件を満たす者（以下「構成員」という。）によって構成すること
 - イ 代表者は出資比率が 50%を超える最も高い者であること
 - ウ 構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者であること

4 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

5 スケジュール

内 容	日 程
実施公告	令和 5 年 2 月 13 日（月）
参加申込書等の受付期間	令和 5 年 2 月 13 日（月）～2 月 27 日（月）
質問書の受付期間	令和 5 年 2 月 13 日（月）～2 月 27 日（月）
現地の確認期間 ※1	令和 5 年 2 月 13 日（月）～2 月 27 日（月）
質問に対する回答	令和 5 年 3 月 1 日（水） ※2
提出書類の審査（1 次審査）	令和 5 年 3 月 2 日（木）～3 月 6 日（月）
企画提案書等の受付期間	令和 5 年 3 月 7 日（火）～3 月 13 日（月）
プレゼンテーション審査（2 次審査）	令和 5 年 3 月中旬
審査結果通知	令和 5 年 3 月中旬
受注候補者との協議	令和 5 年 3 月下旬
契約	令和 5 年 3 月下旬

（注） スケジュールは多少前後する場合があります。

※1 現地の確認を希望する場合は、本要領中「9 書類提出先及び問合せ先」に事前に申し込むこと。

※2 ただし、下記 6（2）③前段の取扱いを行う。

6 企画提案競技の方法

（1）参加申込書等の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

① 提出書類

ア 参加申込書（様式第 1 号）

※ 共同企業体の場合は、共同企業体を申込者としてください。

イ 会社概要書（様式第 2 号）

ウ 配置技術者の経歴書（様式第 3 号）

エ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

オ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第 4 号）

※ 宮崎県内に居住している者を雇用している場合に限り提出すること。

- ② 提出部数
正本1部
- ③ 受付期間
令和5年2月13日(月)から2月27日(月)まで
(受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。))
- ④ 提出方法
持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「9 書類提出先及び問合せ先」に提出すること。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。また、提出後、記載事項に変更がある場合は、直ちに参加申込書記載事項変更届出書(様式第5号)を提出すること。

(2) 質問書の受付及び回答

企画提案競技及び仕様書についての質問は、下記により質問書を提出すること。

- ① 質問の方法
質問は、質問書(別添)により、電子メールにて本要領中「9 書類提出先及び問合せ先」に提出すること。なお電子メール以外での質問は受け付けない。
- ② 質問書の受付期間
令和5年2月13日(月)午前9時から2月27日(月)午後5時まで
- ③ 質問に対する回答
質問に対する回答は、随時(受付期間中2回程度)質問回答書として取りまとめ、県庁ホームページに掲載する。また、全ての質問を一括して質問回答書として取りまとめ、令和5年3月1日(水)に参加申込書を提出した全ての者に電子メールにより回答する。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出書類
 - ア 企画提案書等提出書(様式第6号)
※ 共同企業体の場合は、共同企業体を提案者としてください。
 - イ 企画提案書(様式第7号)
 - ウ 図面
 - ・全体のイメージ図
 - ・照明配置図
 - ・照明立面図
 - ・照度分布図
 - ・その他必要な図面
※ 図面は縮尺50分の1程度としA3サイズで提出すること。
 - エ 設計・工事工程表(任意様式)
 - オ 配置予定技術者の名簿(任意様式)
 - カ 見積書(様式第8号)
- ② 提出部数
正本1部、副本8部
- ③ 受付期間
令和5年3月7日(火)から3月13日(月)まで
(受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。))
- ④ 提出方法
持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「9 書類提出先及び問合せ先」に提出すること。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。

(4) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を受注候補者として選定する。

なお、審査日程は、参加申込書等の提出があった者に別途通知する。

① 審査委員会

企画提案の審査は、県が定める審査委員会において審査する。

② 審査手順

- ・参加資格要件を満たす事業者を対象とし、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、合計点数が最も高い提案者を受注候補者とする。
- ・最も高い評価得点数を獲得した提案者が複数あるときは、審査委員会での審議によって受注候補者を決定する。

③ 審査方法

別添「企画提案競技審査基準書」に基づき評価する。

なお、プレゼンテーション審査の日時については、参加資格要件を満たす全事業者に対して、別途通知する。

④ 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての者に通知する。

なお、審査結果に対する質問や異議には応じないものとする。

7 契約の方法

(1) 契約の締結

- ① 受託候補者と県は、採択された企画提案の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- ② 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

(2) 契約保証金

契約保証金については、宮崎県工事請負契約約款の規定による。

8 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務の受注を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案及び契約手続に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加表明書等の提出以降、契約締結時まで、本要領中「3 参加資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ② 提出期限内に企画提案書等の提出がなされなかった場合
 - ③ 企画提案書等の内容が「宮崎県総合運動公園補助球技場照明建設事業設計仕様書」に掲げる建設条件等を満たさない場合
 - ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8) 契約金額の支払い方法は、建築設計業務委託契約書及び宮崎県工事請負契約約款の規定による。
- (9) 請負代金額について、宮崎県工事請負契約約款第 25 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）を適用する場合は、契約締結後、詳細設計の終了により数量が確定し工事に着手する時点を起算日として行う。

9 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所 〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号
- (2) 担 当 宮崎県教育庁 スポーツ振興課 競技力向上推進室 施設整備担当
(担当 酒井・田崎・甲斐)
- (3) 連絡先 電 話 番 号 0985(26)7594
ファックス番号 0985(26)7339
メールアドレス kyogiryokukojo@pref.miyazaki.lg.jp